

令和 5 年度

度会町水質検査計画

度会町建設水道課

は じ め に

度会町建設水道課では、町民の皆様に安全な水を安定して供給するため、定期的に水道法に基づいた水質検査を行っております。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全な水であることを確認するために、また日々水質を管理していく上で必要不可欠なものです。

この水質検査を適正に行うため、検査項目、頻度等を定めたものが水質検査計画です。

度会町建設水道課では、この水質検査計画を以下のとおり策定し、更なる安全で良質な水道水の供給を図っていきます。

水質検査計画の内容

1. 基本方針	・・・・・・・・・・	P3
2. 水道事業の概要	・・・・・・・・・・	P3
3. 給水栓水及び水道原水の状況	・・・・・・・・・・	P3
4. 水質検査方法	・・・・・・・・・・	P3
5. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	・・・・・・・・・・	P4
6. 臨時の水質検査	・・・・・・・・・・	P4
7. 水質検査の自己／委託の区分	・・・・・・・・・・	P5
8. 水質検査計画及び検査結果の公表	・・・・・・・・・・	P5
9. その他の留意事項	・・・・・・・・・・	P6
表 1 水道事業の概要	・・・・・・・・・・	P7
表 2 水質検査項目及び検査頻度	・・・・・・・・・・	P8・9

1. 基本方針

① 度会町建設水道課は、町民の皆様に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令で義務付けがある水質基準に適合しているかどうかを確認する検査を行います。

また、原水についても、原水の水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、消毒副生成物を除く水質基準項目を検査します。

② 度会町建設水道課は、水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を行います。

③ 度会町建設水道課は、水質検査の結果について評価の上公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

2. 水道事業の概要

度会町には4カ所の浄水場があり、6カ所の配水池より町内各所に給水しています。各浄水場の概要については、表1に示してあります。

3. 給水栓水及び水道原水の状況

① 給水栓水（蛇口の水）の水質の状況について

過去の給水栓水の水質検査の結果は、すべての項目で水質基準を満たしており、安全な飲み水です。

② 水道原水の状況について

度会町の水道は、表流水・地下水（浅井戸）・ダム水を原水とし、浄水処理を行っております。それぞれの種類の原水ごとの状況については、表1に示してあります。

各浄水場では、原水の状況を考慮し、適正な浄水処理・水質管理を行っております。

4. 水質検査方法

水道法第4条第2項の規定に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）で定められた方法により検査します。

5. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

① 毎日検査項目

色・濁り・消毒の残留効果の3項目について、毎日表1の採水場所で検査を行います（自動水質監視）。

② 水質基準項目

・給水栓水（蛇口の水）について

給水栓水は水質基準の適用を受け、年間検査する頻度も定められています。

各浄水場の採水場所については表1に、水質検査を行う項目、検査頻度については表2に示しました。

・原水について

原水については、その水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、消毒副生成物（表2：21～31）を除く水質基準項目を年1回検査します。

なお、葛原浄水場に関しては、供給元である三重県企業庁から水質検査結果について情報提供を受け、安全確認を行っています。

③ 独自に行う水質検査

耐塩素性病原体クリプトスポリジウムの対策として、毎月1回水道原水の指標菌の検査を行います。

大腸菌かつ嫌気性芽胞菌が検出された場合、クリプトスポリジウムの検査を実施します。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

① 水源の水質が著しく悪化したとき

② 水源に異常があったとき

③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

④ 浄水過程に異常があったとき

⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査等で異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査します。検査項目は、異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を行います。

7. 水質検査の自己／委託の区分

- ① 毎日検査については、自動水質監視装置にて毎日検査を行っています。水道課職員又は委託業者が定期的に機器の点検を行います。
- ② 原水及び給水栓水の「水質基準項目」、その他追加の検査については、厚生労働省 20 条登録の専門検査機関に委託して検査を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

- ① 公表内容
 - (1) 水質検査計画
 - (2) 水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
 - (3) その他
- ② 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果等について水道の需要者に対し次のように公表し、また、公表内容に対する需要者の意見を積極的に聞き、水道水の安全性など水道に対する信頼の向上に努めます。

水質検査結果の評価は、そのつど水質基準に適合しているかどうか判定を行っていますが、詳細なデータ一覧は年度毎に整理し、「水道水質検査結果年報」として取りまとめ、公表します。

需要者への公表の方法	需要者からの意見聞き取り方法
度会町広報誌（概要）	インターネット・Eメール
ホームページ	アンケート調査
情報公開条例に基づく情報開示	
水道水質検査結果年報	

9. その他の留意事項

- ① 水源流域の汚染に関する動向把握と変化の状況各水源については、毎週定期パトロールを実施し、水源流域の汚染を監視します。
- ② 臨時の道路改良等に伴う配水管の布設替え工事が発生した場合、水道水質に影響を及ぼさないよう適切な工法を採用し、工事を施工いたします。
- ③ 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制及び定期的な連絡調整会議の開催計画と実施状況

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合等の緊急事態に対し、度会町建設水道課、三重県環境生活部、三重県企業庁、水質検査委託業者等の関係機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合「三重県水道災害広域応援 協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。

表 1 水道事業の概要

浄水場名等	注連指浄水場	長原浄水場	棚橋浄水場	葛原配水池	下久具配水池	川上浄水場
所在地	注連指	立花	棚橋	葛原	下久具	川上
水源及び 原水の種類	獅子ヶ谷川 (表流水)	小山谷川 (表流水)	浅井戸 (地下水)	南勢水道用水 (ダム水)	棚橋浄水場より分水	一之瀬川 (表流水)
原水の状況	・降雨等により濁度上昇	・降雨等により濁度上昇 ・フッ素	・近傍に農地	・降雨等により濁度上昇	・棚橋浄水場より分水	・降雨等により濁度上昇
浄水方法	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	処理済	棚橋浄水場より分水	急速ろ過
平均給水量 (m ³ /日) (令和 3 年度実績)	5 7	6 1 6	9 4 0	4 5 1	3 0 4	4 4 5
給水区域	注連指	田口・麻加江・長原・ 立花・鮑川・立岡・ 大久保・茶屋広・当津・ 平生	平生・牧戸・棚橋・大野木	大野木・葛原	下久具・上久具・ 田間・川口・栗原・ 中之郷	日向・五ヶ町・小川・ 火打石・駒ヶ野・小萩・ 柳・市場・脇出・ 和井野・南中村・川上
採水地点	原水：浄水場 給水栓：注連指管末	原水：浄水場 給水栓：大久保管末	原水：浄水場 給水栓：平生管末	給水栓：大野木管末	給水栓：上久具管末	原水：浄水場 給水栓：五ヶ町管末
水質管理上留意する点 (水質基準値の1/5を超える項目)	特になし	アルミニウム	特になし	アルミニウム 2-メチルイソボルネオール クロロホルム	特になし	トリクロロ酢酸
毎日検査項目採水地点	田口地内 水質監視装置	大久保地内 水質監視装置	大野木地内 水質監視装置	大野木地内 水質監視装置	中之郷地内 水質監視装置	五ヶ町地内 水質監視装置

表 2 水質検査項目及び検査頻度

No.	水質基準項目	検査回数（回／年）								備 考
		注連指 浄水場	長 原 浄水場	棚 橋 浄水場	南勢水道 葛原配水池	下久具配水池	川上浄水場			
1	一般細菌	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			細菌・消毒効果の確認
2	大腸菌	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	4			重金属
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
8	※六価クロム化合物	1	1	1	1	1	4			
9	亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4			
1 0	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4			
1 1	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	4			
1 2	フッ素及びその化合物	1	1 2	1	1	1	4			
1 3	ホウ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4			
1 4	四塩化炭素	1	1	1	1	1	4			
1 5	1，4－ジオキサン	4	4	4	4	4	4			
1 6	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	4			有機溶剤
1 7	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	4			
1 8	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	4			
1 9	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	4			
2 0	ベンゼン	1	1	1	1	1	4			
2 1	塩素酸	4	4	4	4	4	4			消毒副生成物
2 2	クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4			
2 3	クロロホルム	4	4	4	4	4	4			
2 4	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4			
2 5	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4	4	4			

No.	水質基準項目	検査回数（回／年）								備 考
		注連指 浄水場	長 原 浄水場	棚 橋 浄水場	南勢水道 葛原配水池	下久具配水池	川上浄水場			
2 6	臭素酸	4	4	4	4	4	4			消毒副生成物
2 7	総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4			
2 8	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4			
2 9	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4	4	4			
3 0	ブロモホルム	4	4	4	4	4	4			
3 1	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4			金属類
3 2	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
3 3	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4	4	4			
3 4	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
3 5	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
3 6	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
3 7	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	4			
3 8	塩化物イオン	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			
3 9	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1	1	1	1	1	4			
4 0	蒸発残留物	1	1	1	1	1	4			
4 1	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	4			洗剤の成分
4 2	ジェオスミン	5	5	5	5	5	5			かび臭・藻臭
4 3	2－メチルイソボネオール	5	5	5	5	5	5			
4 4	非イオン界面活性剤	4	4	4	4	4	4			洗剤の成分
4 5	フェノール類	1	1	1	1	1	4			
4 6	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			
4 7	p H値	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			
4 8	味	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			
4 9	臭気	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			
5 0	色度	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			
5 1	濁度	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2			